

農地集積化を支援します

【農地集積促進事業】(市)
認定農業者等が市内の農地を農地法3条許可か、利用権設定により、3年以上の貸借を行った場合、申請することで補助金を受けられます。貸付者も補助対象となります。
《農地集積促進事業の補助額例》
借受者

- ・期間5年の新規で20㍓の農地を賃貸借する設定の場合
1600円×20㍓＝3万2千円
- ・期間10年で30㍓の農地を使用貸借する設定の場合
3000円×30㍓＝9万円

【農地中間管理事業】(国)

経営規模の減少やリタイアなどの理由で、農地を貸したい人から、農地中間管理機構(岡山県担い手育成財団)が農地を借り入れ、同機構が公募・公表した農家に貸し付けが行われる時に、農地を貸す農家等に対して、「機構集積協力金」が交付されます。貸す農地の受け付

けは、随時行っています。
農地の借り手農家の公募は、定期的に実施されます。詳しくは、お問い合わせください。
■問い合わせ 岡山県担い手育成財団 ☎086・226・7423

野猪等防護柵設置補助金

大切な農作物を野猪や野狼の有害獣の被害から守るため、有害鳥獣被害防止対策事業(野猪等防護柵設置補助金)を実施し、防護柵設置に対し、補助金を交付します。

区分	設置延長	対象者	補助率
野猪等防護柵	100㍓以上	個人	新規購入資材費の3分の1
		共同	新規購入資材費の2分の1
野猿侵入防護柵	30㍓以上	個人共同	新規購入資材費の2分の1

※共同の場合は、2戸以上。
※申請書は、農林課・各地域局・各地域市民センターに備えています。

◆その他
未設置の農地で、来年度以降に設置を計画している人は、団地全体での共同設置が行われるよう集落内等で話し合い、効率的な設置をお願いします。

市内初！集落営農法人を設立

昨年、11月29日に農事組合法人アグリ津々(中井町津々)、12月6日に農事組合法人ならい(松山)の農業法人設立総会が開催されました。

市内での集落営農組織の法人化は初めてであり、これからの地域農業の新たな経営スタイルとして、今後は他の地域でも集落営農法人化を進めていきます。
◆農業法人化のメリット
①農地の利用権取得が可能
②利益留保が可能となり、農業機械等への積み立てができる。
③地域内の農地を安心して預けることが可能

■問い合わせ
農林課農業振興係 ☎21・0223

経営所得安定対策
担い手経営安定法の改正に伴い、平成27年度から経営所得安定対策のうち、ゲタ・ナラシ対策は、交付対象者が次のとおり限定されます。

- ①認定農業者
- ②一定の要件を満たす集落営農組織
- ③認定新規就農者

交付対象者となっていない人で、交付を希望する人は、お問い合わせください。

- ◆ゲタ・ナラシ対策
①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)：麦、大豆、そば、なたねに対する交付金
②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)：米、麦、大豆の収入減少に備えた保険

■問い合わせ
ゲタ・ナラシ対策
中国四国農政局経営所得安定対策担当 ☎086・230・1061
・認定農業者・認定新規就農者
農林課農業振興係 ☎21・0223

監理課からのお知らせ

平成27・28年度物品調達等契約希望者の申請受け付けを行います

○物品調達等の入札参加資格者の登録・更新

市が発注する物品の納入、業務の提供、製造の請負業務委託等(測量、建設コンサルタント等を除く)の契約を希望する場合、事前に市への登録が必要です。
平成27・28年度分の新規登録・更新申請を受け付けますので、希望する人は、所定の申請書に必要書類を添えて、持参するか郵送で申請してください。

◆受付期間

2月2日(月)～2月27日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)
※郵送の場合は2月27日(金)必着

◆受付場所

監理課(〒716-8501
高梁市役所分庁舎)
※申請書は、監理課、各地域局、各地域市民センターに備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◆主な登録種目の内容

【物品】文具・事務用機器(○A機器リリースを含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、一般機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品
【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報・通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器を除く)などの役務・業務委託
※1件10万円未満の取り引きも対象です。
◆登録の有効期限
平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)

◆申請時の注意事項

・申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出(「物品」「役務・業務」は別冊子)

○少額物品調達等契約希望者の簡易登録

市が発注する物品の納入、業務の提供などの契約に関し、少額な取り引きのみを希望する市内業者を対象として、簡易な手続きで登録を行うことができる「高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録制度」を創設しました。

平成27・28年度分の登録申請を受け付けますので、希望する人は、所定の申請書に必要書類を添えて、上記の物品調達等の入札参加資格者の「受付期間」内に、持参するか郵送で申請してください。

◆契約の対象範囲

上記の「主な登録種目の内容」の業種で、競争入札や見積もり合わせに該当しない少額な取り引き(1件の予定金額が10万円未満)が対象となります。

◆登録の有効期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)

◆注意事項

・簡易登録による登録では、市が行う競争入札や見積もり合わせへの参加はできません。
・簡易登録の申請は、受付期間内の申請を原則としますが、平成27・28年度中に限り、随時受け付けも行います。

【経過措置の終了】

市内事業者に限り、登録がない場合でも年間契約総額5万円まで市との取り引きを行うことができ経過措置は、平成27年3月31日で終了します。
平成27年4月1日以降、市との取り引きを希望する場合は、入札参加資格者登録か、簡易登録が必要となります。

■問い合わせ

監理課契約管理係
☎21・0235